

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証拠説明書(甲A号証)

2011(平成23)年1月31日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

菅野 泰



同

廣瀬 理夫



同

中丸 素明



同

植竹 和弘



同

拝師 徳彦



同

及川 智志



同

島田 亮



同

山口 仁



同

近藤 裕香



番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲A 13	八ッ場ダム 費用支出差 止等請求住 民訴訟に関 する意見書	H21.1.7	人見剛	茨城県の八ッ場ダム事業に対する公金支出の違法性が争われた水戸地裁平成16年(行ウ)第20号事件において提出された意見書。 1日校長事件最高裁判決(最判平成4年12月15日)の射程範囲を検討したうえで、上記事件における先行行為の違法性と財務会計行為との関係が論じられている。	写し
甲A 14	略歴・主要 業績	同上	同上	甲A13・意見書の作成者である人見剛教授の経歴・主要業績。	写し
甲A 15	最判平成20 年1月18日 判決			甲A13・意見書4頁で引用されている最高裁判例(宮津市土地開発公社事件)(判例時報1995号74～78頁)。	写し
甲A 16	(欠番)				写し
甲A 17	意見書	H22.8.2 3	田村達 久	1 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づく負担金の請求権者とその債務者という「対等な」当事者関係にあるとみなければならないこと。 2 東京都水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に評価したうえで、新たな事実状態を基礎にそれに適合しうる新しい判断を絶えず行うことが不可欠であることにあること。また、その判断がなされるに当たっては、多種多様な判断要素が適切な比重をかけられたうえで総合的に比較衡量されていなければならないこと。 行政に裁量権が認められていることに伴い、個別具体事案についてその処理を行うことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体事案の事情の適正配慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」があるから、裁判所による行政裁量の統制は、然るべく厳格、精密になされなければならないこと。 3 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されているところ、この効率性原則は、本件で問題となっている地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行うに当たっては、法律上、特段の配慮をすることが求められていること。 4 ダム使用権設定申請の取下げを行うか否かの判断に係る水道局長の裁量権行使の適否の司法審査は、①判断の基礎とされた事実(状態)に関する認識が適正であるか。	写し

				<p>②①の前提として、事実(状態)に関する必要かつ十分な調査がなされているか。③①及び②を基礎とした将来予測が適正になされているか。④さらに、判断をなす上で重要な観点がすべて取り上げられているか、反対に、判断に入れるべきでない観点が入れられていないか。⑤④に指摘したすべての重要な観点(各種の利益等の考慮要素)に適正な比重が与えられた上で、比較衡量がなされているか、に着眼してなされるべきであること。また、前記審査においては、行政の裁量権行使が当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されているか否かが問われ、審査されるべきであること。</p> <p>5 原判決においては、少なくとも、①水需要予測に関する点、②計画再検討義務に関する点、③保有水源量に関する点、について判断の適正性が疑問視されること。等</p>	
甲A 18	『水道危機 の犯人』(週 刊ダイヤモンド)	H21.12. 5	株式会 社ダイ ヤモンド 社	甲A17・意見書10頁で引用されている雑誌記事。水道管をはじめとする各種既存インフラ施設の更新・維持のための経費が近年、水道事業経営をますます圧迫してきていること等。	写し
甲A 19	人見第2意 見書＝八ッ 場ダム住民 訴訟に関する 意見書－ 東京地裁判決の 治水問題に関する 判示に関して	H22.11. 30	人見剛 立教大 学教授	<p>1 本件原判決である東京地裁判決が、治水負担金の違法性判断において、最高裁1日校長事件の判断基準を援用したことは、誤りであること、</p> <p>2 上記最高裁判決は、4号請求の事案であるのに、原判決は、本件における1号請求にも上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用した点で誤りがあること、</p> <p>3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関(教育委員会)の判断を、財務会計行為の権限機関(知事)が尊重する必要があるという特殊事案における判断基準を示したものであるのに、</p> <p>原判決は、上記のような特殊事案ではなく、先行行為の権限機関(国土交通大臣)の判断を、都知事が尊重しなければならないような関係にはなく、河川法63条の要件を充足していなければ支出が違法となる事案であるにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決の基準を援用した点で誤りがあること、</p> <p>4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法63条に基づく負担金支出命令が適法であることについては、被控訴人側に主張立証責任があるのに、実質的に、控訴人に、その主張立証責任を転換させた点で、原判決に誤りがあること等。</p>	写し